

<遺留分侵害額の請求調停を申し立てる方へ>

1 概要

遺留分とは、一定の相続人のために、相続に際して、法律上取得することを保障されている相続財産の一定の割合のことで、被相続人（亡くなった方）の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないものです。遺留分侵害額の請求とは、遺留分を侵害された者（遺留分権利者）が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払を請求することです。

遺留分侵害額の請求について当事者間で話し合いがつかない場合や話し合いができない場合には、遺留分権利者は家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

なお、遺留分侵害額の請求は相手方に対する意思表示をもってすれば足りませんが、家庭裁判所の調停を申し立てただけでは、相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。

この意思表示をしないときは、遺留分侵害額の請求権は、相続開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈のあったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときに、時効によって消滅します。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、当事者双方の意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、話し合いを進めていきます。

※ 令和元年7月1日より前に被相続人が亡くなった場合、この申立てはできません（遺留分を侵害された者は、改正前民法の規定に基づき、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害の限度で贈与又は遺贈された物件の返還を請求する遺留分減殺による物件返還請求等の調停の申立てをすることになります。）。

2 申立人

- ・遺留分権利者（直系卑属、直系尊属及び配偶者）
- ・遺留分権利者の承継人（遺留分権利者の相続人、相続分譲受人）

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

- ・相手方の住所地が徳島県内の場合の申立先は、次のとおりです。

（相手方の住所地）	（申立先）
徳島市、小松島市、阿波市、鳴門市、吉野川市、名東郡、勝浦郡、名西郡	徳島家庭裁判所
阿南市、那賀郡	徳島家庭裁判所阿南支部
海部郡	徳島家庭裁判所牟岐出張所
美馬市、美馬郡	徳島家庭裁判所美馬支部
三好市、三好郡	徳島家庭裁判所池田出張所

4 申立てに必要な費用

- (1) 収入印紙 1200 円

- (2) 郵便切手 100 円×8 枚、50 円×1 枚、20 円×1 枚、10 円×7 枚
(合計 940 円分)

ただし、申立人や相手方が複数の場合には、110 円切手を総人数×4 枚
(郵便切手については、必要に応じて追加で納付をお願いすることがあります。)

※ 収入印紙と切手は、当裁判所内では販売しておりませんので郵便局などで購入してください。

5 申立てに必要な書類等

- (1) 申立書 裁判所用+相手方の人数分+申立人用の控え
- ① 申立書の写しは、原則として相手方に送付することになります。
 - ② 申立書は、裁判所用+相手方の人数分+申立人用控え（相手方用及び申立人用控えは、裁判所用のものをコピーしたもので可。）分を作成し、そのうち申立人用控えを除く全てを提出してください。
 - ③ 相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、申立書の住所欄に「非開示」と記載してください。
- (2) ①連絡先等の届出書
②進行に関する照会回答書
- (3) 戸籍謄本（全部事項証明書）関係

【共通】

- ① 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
 - ② 相続人全員の戸籍謄本（3 か月以内に発行されたもの）
 - ③ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 【相続人に被相続人の父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）が含まれている場合】

- ④ 相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）
- ⑤ 相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属（ただし、相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：祖母が相続人である場合、祖父と父母））がいらっしゃる場合は、その直系尊属死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

※ 戸籍関係については、追加で提出をお願いすることもあります。

- (4) 不動産登記事項証明書（3 か月以内のもの）（法務局が取り扱っています。）
固定資産税評価証明書（市町村役場が取り扱っています。）
預貯金通帳の写し又は残高証明書、有価証券写し、債務の額に関する資料等
- (5) 遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し

6 調停手続に必要な資料

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

7 資料の提出方法、資料の閲覧・謄写（コピー）について

- (1) 裁判所に提出する資料に他方当事者及び裁判所にも知られたくない情報が部分的に

ある場合は、該当部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所や勤務先等）を隠した上でコピーしたものを提出してください。

※ 原本にマジック等で黒塗りすると、後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。

- (2) 裁判所に提出する資料について、他方当事者にその全部又は一部の情報の非開示を希望する場合は、別添の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の次に当該資料を付けてホッチキスで止めるなど一体として提出してください（相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、5(2)①の「連絡先等の届出書」には、必ず「非開示の希望に関する申出書」を添付してください。）。
- (3) 裁判所に提出された資料等については、非開示の希望が出されている資料も含め、他方当事者は、閲覧・謄写（コピー）の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかを判断します。非開示希望が出されても、場合によっては閲覧・謄写の対象となる場合があります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

上記(1)の場合

住所 [黒塗り] 氏名 裁判 太郎
【提出方法】 知られたくない情報(住所や勤務先等)を隠した上でコピーして提出する。

上記(2)の場合

非開示の希望に関する申出書（別添）
【提出方法】 非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入し、資料をホッチキス等でとめて一体として提出する。

8 調停の進め方について

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2～3時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

徳島家庭裁判所 家事調停係
〒770-8528 徳島市徳島町1丁目5番地1
電話 (088) 603-0148